

(公 印 省 略)
三 生 第 4 2 号
令 和 8 年 5 月 1 6 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「特殊詐欺から身を守る外付自動録音装置無償配付」
に関する案内チラシの回覧について（依頼）

薫風の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特殊詐欺から身を守る外付自動録音装置の無償配付につきまして、兵庫県から別紙チラシのとおり案内がありました。

つきましては、お手数をおかけしますが、別紙の案内チラシを各自治会内でご回覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、配付台数の上限に達した際は、受付を締め切るとのことですので、念のため申し添えます。

【お問い合わせ先】

①兵庫県特殊詐欺対策・くらし安全課
(※本制度に関すること)

電話番号：078-362-3163

②三木市生活安全課生活安全係

電話番号：0794-82-2000(内線 2386)

特殊詐欺から身を守る

外付自動録音装置

無償配付



申請受付中

自宅の電話機に特殊詐欺対策をしませんか？

兵庫県内の特殊詐欺認知件数・被害額ともに過去最多(令和7年)を更新。
特殊詐欺の約5割が固定電話へのアプローチから始まります。

固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で配付します。

対象者

兵庫県内に居住する以下の要件を満たす方

- 原則、**65歳以上**の高齢者のいる特殊詐欺被害リスクの高い世帯（1世帯につき1台まで）
- 県内市町や警察署等を含む同様の補助・貸与を受けていないこと

申請方法

Webフォーム(下部QRコード)での申請 または
申込書(裏面)に記入の上、電子メール、FAX、郵送で下記協議会へ
審査の上、後日、機器を送付します。

申請期限

令和9年1月29日(金)17時必着

ただし、配付台数上限に達した際は、受付を締め切ります。

注意事項

- 黒電話等の電話線の取り外しができないものには設置できません。
- 既設の「緊急通報システム」等併用できない機器があります。
- ビジネスフォン、ナンバーディスプレイ、インターホン等、電話機能や回線によっては設置できない場合があります。
- 電気代は設置された方の負担となります。
- 録音機が故障した場合、保証期間外の修理・交換等に係る費用は、設置された方の負担となります。
- 転貸および売却等はできません。

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

(兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課内)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

☎ 078-362-3163

FAX 078-362-4465

✉ tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp



ひょうご地域安全まちづくり推進協議会
自動録音装置配付 申込書



◆ 申し込み

- ・Web フォーム (簡単おすすめです) →
- ・FAX 078(362)4465
- ・メール tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp
- ・郵 送 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県特殊詐欺対策・くらし安全課内
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会 宛

次の全てに当てはまる方が対象です

- 65歳以上 対象者及び送付先となる場合の申請代理人が兵庫県内在住
- 過去に県・市町や警察署等からの外付け録音機の配付や、電話機購入補助を受けたことがない

申 請 日	年 月 日
配 付 先	<input type="checkbox"/> 対象者 <input type="checkbox"/> 申請代理人
対 象 者 氏 名	
(申請代理人氏名)	本人との 関係 ()
対 象 者 住 所	〒
(申請代理人住所)	〒
連 絡 先 (電 話 番 号)	※機器設置電話番号【必須】 (自宅) :
	(携帯) :
生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 生まれ ()歳

機器の転売・譲渡しないことに同意し、
申請内容に虚偽がないことを認めます

(署名)

※事務局記入欄

シリアルナンバー:兵8-

配付日 :